

沿岸広域振興局長告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年6月17日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩泉平井賀普代線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡田野畑村明戸217番4地先から302番2地先まで	新	B 32.7～11.4 m	m 345.0
	旧	A 73.4～11.7	823.3
		B 32.7～11.4	345.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
 - (2) 期間 令和7年6月17日から同年7月16日まで